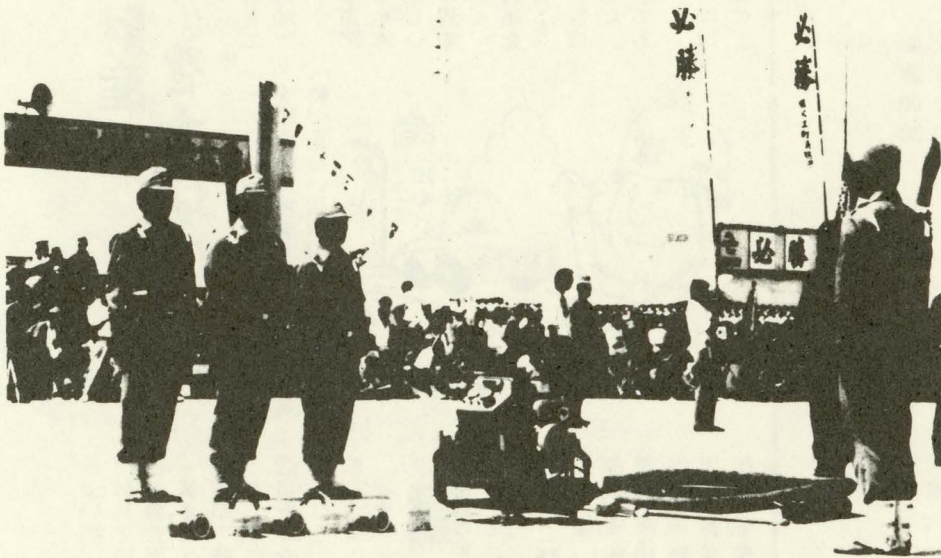


広報



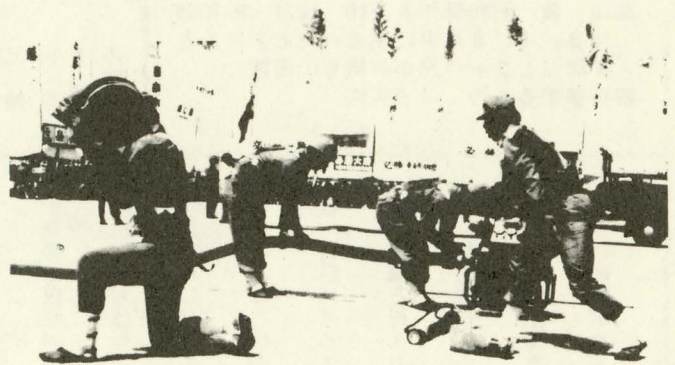
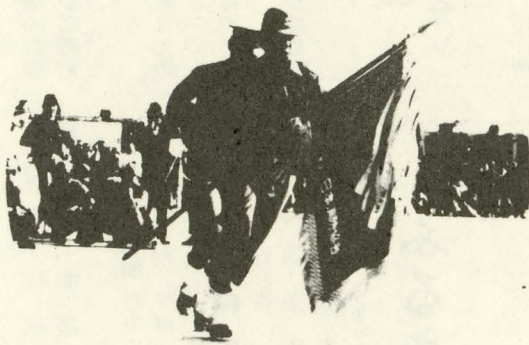
とうきい

NO. **297**



やったぞ!!
悲願達成

〈県操法大会優勝〉



59 / 9

人口と世帯

8月1日現在
(内は前年比)

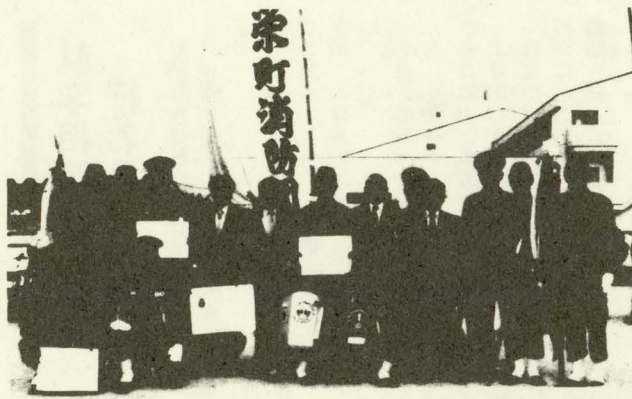
人口 6,016人 (-59)
男 2,885人 (-41)
女 3,131人 (-18)
世帯数 1,825戸 (+7)

(住民基本台帳+外国人登録)

「小型ポンプ操法の部 優勝 東栄町消防団!!」——このアナウンスが流れた瞬間、思わず歓声とどよめきが沸き上がり、会場は興奮のるつぼと化しました。

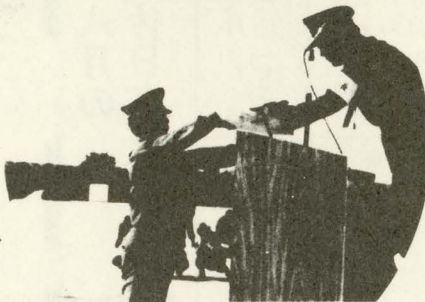
この輝かしい栄光を勝ち取ったことにより、東栄町消防団の名を広く県下に響き渡らせ、団の歴史にまた新たな金子塔を打ち建てたのです。(関係文2面)

印刷：(豊橋)親和プリント株式会社



▲喜びの関係者

優勝盾と賞状を
受ける一野瀬団長▶



快挙!!

県操法大会で

優勝

訓練の成果 見事に発揮

七月三十一日、小牧市の第一スポーツ広場を会場に、第二十九回愛知県消防操法大会が開催され、各市町村から選ばれた精鋭チームが集結、熱戦された技を競いました。

当町からは、小型ポンプ操法の部に本部分団チームが出場、炎天の下、訓練の成果をよく発揮して見事に優勝を射止めました。

このようをご紹介します。

大会当日は、朝から太陽が照りつけて気温は急上昇、しかも無風とあって、かなりの暑さを感じる日となりました。

各地区消防団のテントには、大きなぼりや横断幕が立ち並び、いやがうえにも高まる必勝ムード。

各チームの気合が伝わるようです。開会式は午前九時から定刻通り行われ、県内各地から参加した四十消防団が整然と入場。一野瀬三紀男団長ひきいる東栄チームも、二十四年ぶりの悲願達成を胸に堂

堂の行進。力強さを感じさせました。

開会式は優勝旗返還やあいさつ、選手宣誓などが行われて滞りなく終了、いよいよ操法の開始。

東栄チームは出場十チーム中五番目の登場。真夏の日射しを全身に浴びて四名の操作員が待機線上に整列しました。

閉会式は午後四時前から行われました。関心はもちろん成績発表に集中、会場が静まり返る中、「優勝、東栄消防団」のアナウンス。ついに大優勝旗は東栄の地に運ばれたのです。

東栄消防団の優勝は、昭和三十五年の第五回大会以来、何と二十四年ぶりのこと。

見事優勝という快挙を勝ちとった操作員はもちろん、本団、分団をはじめとする関係者のみなさんのご努力に対し、心から称賛の拍手を送ります。

また、この優勝を機に、ますます町消防団が発展し、地域の防火防災にその力が発揮されるよう願うものです。

町議会臨時会の概要

七月半ばから、八月初めにかけて、町議会臨時会が数回召集されそれぞれ、提出された議案を審議しました。この概要をご紹介します。

〔七月二十四日〕
「町職員の綱紀粛正についての要望書(案)」の提出があり、審議の結果、原案どおり可決されました。

〔七月二十六日〕
○「町特別職の職員で常勤のもの

の給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例」についての審議が行われ、原案どおり可決されました。これは町長・助役・収入役の給与を六ヶ月にわたって減俸するもので、町長・収入役は一〇%、助役は五%の減俸となります。

この措置は、東栄病院経理不正事件に係る行政処分としての減俸です。

○「東栄病院経理不正事件に係る賠償責任の一部を免除する措置」

についての審議が行われ、原案可決されました。これは、現収入役と前収入役の賠償責任の一部を免除し、その賠償額を現収入役五百五十万円、前収入役五十万円としたものです。

〔八月一日〕
「町職員の綱紀粛正」についての提案が再度あり、審議がなされましたが、継続して審議することになりました。

守ろう
ふるさとの自然

とうえい

若い世代に伝えてください

おじいちゃん、おばあちゃんの

"知恵と経験"



特集 お年寄りの社会参加

家族や地域社会のために役に立つことができると思いますか——全国の六十歳以上の人にこう尋ねたところ、およそ六割の人が「どちらかといえばそう思う」と答えています。これは昨年の十一月に総理府老人対策室が発表した「老後生活の心理面に関する調査」による結果の一部です。年をとつてもまだまだやれる——この気持ちを家庭や地域社会で生かしていくには、お年寄りばかりでなくお年寄りを囲む家族や近隣の人々の努力も必要です。

九月十五日は「敬老の日」。この日を機会にお年寄りの社会参加について考えてみましょう。

お年寄りの役割

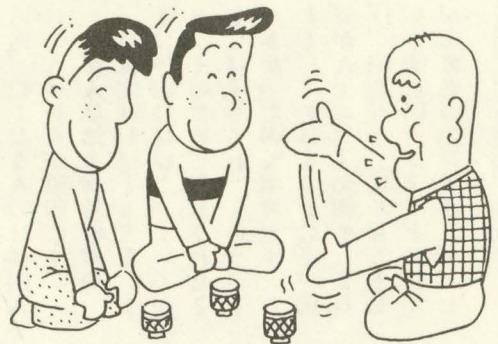
落語の世界の八っさん熊さんは、困りごとがあると横丁のご隠居の所へ相談に行きます。相談を受けたご隠居さんは、「お前さんがた、そんなことも知らないのかい」という具合で迷惑がっています。その実とてもうれしそうです。「それはだね……」ご隠居は、半ば誇らし気に、少しもつたいぶつて話を始めます。

このように、お年寄りは「知恵袋」とか「生き字引き」と呼ばれて大切にされてきたものです。時は移り現代、マスコミの発達などでお年寄りの「生き字引き」的な価値は薄れてしまったかもしれません。しかし、お年寄りが家庭や社会にとって、大切な存在であることには変わりありません。

家庭で社会で活躍の場を

お年寄りのいるご家庭で注意していただきたいのは、「もうなんだから」とか、「そんなことをさせては申しわけない」などと言つて、お年寄りの行動に制約を加えてしまうことです。これではお年寄りの方も、「もう、隠居だから」「出しゃばりだと思われる」などと言つて引つ

込み思案になってしまいます。「能あるタカは爪を隠す」ということわざがあります。しかし、持っている知識や技術は、人に与えて初めて価値が生まれるといつても過言ではありません。お年寄りが、自分の知識や技術を「たいしたことではない」と思つていても、周りの人から見



とかく夢見がちで、時には無謀な若者、それが若さの持つ特権といえますが、それに対して、お年寄りには経験に裏打ちされた思慮深さや冷静に物事を見極める目があります。こうしたお年寄りならではの持ち味や特徴

れば価値あることかもしれません。家庭や社会で役割を見つけて伸び伸びと行動できるようにしてあげてください。

特にいまは、核家族と呼ばれる、おじいちゃんやおばあちゃんのない家庭が多くなっています。ですから、育児のコツ、漬物のつくり方などお年寄りにしてみれば当たり前のことも、

を、家庭や地域社会で、もっと役立たせてほしいものです。アメリカの社会学者ハビガーストは、老人には三種の役割がある、と言っています。

その一つは、職業上の役割や家庭での親としての役割などのように、年をとるとだんだん小さくなっていく役割です。

二つめは、投票の義務とか社会のことに関心を持ち続けることなどのように、年をとつても変わることのない役割です。

そして、三つめが、年を取つてから新しく生まれてくる役割です。民芸品作りの伝承、人生経験を生かした各種の相談活動などは、この三番目の役割といえるでしょう。

第三の役割——この役割こそ社会が必要としているお年寄りならではの役割なのです。

若い世代には、知られていないことが意外に多いものです。

息子夫婦や娘夫婦と会うのは年に一、二回、というお年寄りもいらつしやるでしょう。若い世代との交流の場を持つてもらう意味でも、地域社会での活動を通じ、お年寄りの持つ「知恵と経験」を若い世代に伝えてもらいましょう。

とうえい

東栄病院経理不正事件に係る 監査請求についての措置の概要

東栄町長 原田 研 作

東栄病院経理不正事件につきましては、町民の皆様方に大変な御迷惑、御心労をおかけいたしましたことについて、衷心より深くお詫びを申し上げると共に概況を御報告いたします。

人氏に依頼し、その成果品の財務諸表について更に点検、検討していただき、監査請求による法定期日の六月二十六日、町長に報告するとともに公表と請求人への通知がされております。

この事件について、去る一月二十六日付で地方自治法第二百四十二條の規定により、住民監査請求が本郷の平林誠也氏外四名の方から、東栄町監査委員に提出されました。

町長にされた勧告の内容につきましては、監査の結果、黒釜勝の不法行為による損害額と併せて黒釜勝以外の損害賠償義務者並びに賠償義務の程度を確定し、損害賠償請求措置の必要を認め、その措置については、昭和五十九年七月三十一日までに実施するように求めております。損害額については警察に被害届を提出し、本人も認めている横領金額の二億三千八百三十八万三千三百三十三円と、横領金に對する法定利息四千五百九十一万三千八百九十八円の合計額、二億八千四百二十九万四千三百三十一円を三月二十六日現在での損害額と確定し、この時点で事件本人の財産処分等による弁償金額六千三百一十八万四千二百一十一円が充当されていると報告されております。

請求の内容は東栄病院経理不正事件について、町に与えた損害額の確定と、法律的な立場で事件本人以外の損害金に対する賠償義務者、並びに賠償義務の程度を確定して、損害賠償請求措置をするよう町長に求めたものであります。この請求は地方自治法第二百四十二條の二に定められた住民訴訟の前提ともなるものであります。

この請求を受けて、町監査委員は、病院会計についての監査を実施されました。会計精査の実務については、昭和五十年から昭和五十七年度まで八年間の経理について、豊橋市の公認会計士足立為

れている職員の賠償責任についての監査委員の方々の監査をお願いすると共に、民法に基づく賠償についても議会の了承を得て法律専門家三名の合議による意見を聞いて種々検討し研究を重ねてまいりましたが、去る七月三十一日付をもちまして監査委員に通知し、八月一日付で監査委員が監査請求者に通知をし、更に公表されております。その内容としては別記のとおりであります。

損害額を完全に解消して東栄病院を健全運営の軌道に乗せるためには幾多の問題もあり、町民の皆様方の御理解と御協力をいただき、更に一層、渾身の努力を重ねてまいりたいと思っております。

地方自治法第二百四十三條の二の職員に該当しないが、監査等の義務懈怠による損害賠償義務があると思われる者に対し損害賠償の請求をなし、その結果、次の者から「履行条件」欄記載の条件で、「賠償額」欄記載の金額を賠償させることにした。当職は黒釜勝の不法行為による損害について監督者等（収入役をも含め）の賠償額は総額において被害額の三分の一ないし五分の一くらいが相当であると法律専門家の判断を尊重し、賠償者の責任の軽重に応じて各人の賠償額を定めることにしたが、支払いの確実性をはかるために賠償者らの了解を得て賠償者の

（イ）地方自治法第二百四十三條の二に基づく賠償請求額
（ロ）民法に基づく賠償請求及びその額

支払能力を多分に勘案したので、責任の軽重と賠償額とは必ずしも一致しないが、その総額において賠償額の総額を一致するようにした。但し、本合意の成立は、総額八千三百五十五万円につき、議会の了解を得てこの措置を講じた。

役職・氏名	賠償額(千円)	履行条件
前町長 原田嘉美	三〇,〇〇〇	公正証書
現町長 原田研作	三〇,〇〇〇	〃
前事務局長 伊藤文夫	一〇,〇〇〇	〃
収入役 伊東悌輔	五,五〇〇	確約書
助役 村雲卓雄	三,五〇〇	公正証書
前病院長 小倉敬一	三,〇〇〇	〃
前収入役 井沢重徳	五〇〇	確約書
前総務課長 伊藤 壽	一五〇	〃
総務課長 内藤嘉平	一〇〇	〃
前監査委員 山本伊久次		
佐々木安臣		
山本 武	八〇〇	〃
丸山正雄		

計 八千三百五十五万円
支払い方法及び期日(公正証書及び確約書に記載)
三十万円については五十九年度末、六十年度末各一千万円、六十一年度末、六十二年度末各五百万円とする。百万円〜一千万円、五十九

(次ページへ続く)

年度末、六十年度末の二回均等払
 百万円未満は五十九年度末、
 ○期間内に納入できない場合は、
 年5%の利息を支払うものとする。
 但し、議会の承認を得た場合はこ
 の限りでない。

〔参考〕

一、その他の財政協力
 貴委員の勧告による賠償責任、
 賠償額とは、直接関係はないが、
 本町の財政負担を軽減するため、
 任意拠出及び東栄町議会議員の報
 酬等に係る条例の特例を定める条
 例の制定、更に東栄町特別職の職
 員で常勤のもの給与等に係る条
 例の特例を定める条例の制定等、
 財政的負担の軽減が図られ、実質
 的に病院経理不正事件の損害の一
 部を補填するにたる財源確保に協
 力を願える額は別記のとおりであ
 る。

別記

イ、任意拠出の額 金三百十万円
 教育長 百万円
 病院長他有志 百万円
 課長職一同 百十万円
 ロ、東栄町議会議員の報酬等に係
 る条例の特例を定める条例による
 額(現職議員十六名) 一千七十
 四万四千円
 ハ、東栄町特別職の職員で常勤の
 もの給与等に係る条例の特例を
 定める条例による額
 (町長 三十二万八千円、助役
 十三万六千円、収入役 二十四万
 二千円) 七十七万六千円
 計 一千四百五十五万円

○事件本人との関係(公正証書に
 よる)

事件本人の黒釜勝との関係につ
 いては、昭和五十九年二月六日、
 豊橋市にある名古屋法務局公証人
 役場において「債務確認並びに債
 務引受及び代物弁済に関する契約
 公正証書」により、損害額として

警察に被害額として届け出た二億
 三千八百三十八万五千五百円から
 黒釜勝の預貯金、代物弁済(その
 時点での)額を差引いた一億七千
 九百六十三万七千七百七十三円と、
 横領金に対する法定利息四千五百
 九十一万七千七百七十一円の合計二億二千
 五百五十五万一千七百七十一円が本人

大地震がもたらす災害にはどん
 なものがあるでしょうか。――
 地割れ、津波、山崩れ、山津波：
 しかし、いちばん発生の危険性が
 高いのは、何といつても「火災」
 ではないでしょうか。

大正十二年九月一日の関東大震
 災以来、わが国では「地震イコー
 ル火災」といわれ続け、今ではだ
 れもが地震の際の火の元には注意
 を払っているものと思われます。
 しかし次に挙げるような場合はど
 うでしょうか。

家人の留守中、電子ライターの
 上に家具が倒れ、その拍子にスイ
 ッチが作動し発火した――とい
 う事例が、実際「日本海中部地震」
 で報告されました。確かにこれは
 珍らしい例でそう数多く起こるこ
 とではないでしょうか。しかし、こ

の債務として残されています。そ
 の後において本人の共済解約等に
 より、前にのべたように弁済され
 たものもありますので、現在のところ
 る損害額として二億二千八百
 七十七万六千七百三十六円が、昭和
 五十九年八月三十一日現在の弁済
 すべき債務額となる訳であります。



災害に備えよう

9月1日は「防災の日」



防災の日
 防災の日 9月1日

- ① 家屋や塀などを点検し、弱い部分を増強しておく
- ② 家具などが倒れないように金具で固定しておく
- ③ 火を使う器具設備の点検と整備をする。また、火気の回りは整理整頓しておく
- ④ 消火器や消火用水を用意し、消火の方法を身につけておく
- ⑤ 救急医薬品を準備し、応急手当の方法を身につけておく
- ⑥ 非常持ち出し品を準備しておく

**正しく理解
 正しく利用**

9月9日は「救急の日」
 この日を含む1週間は「救急医療週間」です

- ⑦ 家庭で防災について話し合い避難場所や避難経路を確認しておく
 - ⑧ 隣近所の人々と協力し合える信頼関係をつくっておく
- 「非常用品」については、次のようなものを準備しておくことが便利です。
- ▽懐中電燈、ロウソク、マッチ、ライター、固型燃料、マトランジスターラジオ、電池、▽飲料水(水筒に詰める)▽食料品(乾パン、缶詰、食塩、缶切り、▽下着類、手ぬぐい、ビニールふるしき、寝袋、▽救急医薬品(傷薬、包帯など)▽ミルク、おしめ(赤ちゃんのいる家庭)

昭和58年の幼児検診の結果

	受診者	むし歯有り	むし歯総本数	一人平均本数
1歳半児	45人	4人(8.9%)	11本	0.2本
3歳児	45人	29人(59.2%)	111本	2.5本

フッ素塗布のお知らせ

- ◎日時 9月18日(火) 午後1時から3時
- ◎場所 産業会館保健室
- ◎対象 歯の生え始めから3歳ぐらいまでの虫歯の少ないお子さん
- ◎費用 1が< 300円 2が< 600円
- ◎申し込み 9月10日(月)までに 役場福祉課へ

◎三歳までは砂糖抜きの間食で。

おやつ

むし歯防止の

ポイント

- ◎歯にはりつきやすいお菓子はさける。
- ◎間食は時間を決めて与えよう。
- ◎チーズ、ミルクなど良質のたん白質を。

歯の清掃

- ◎毎食後五分以内にみがきましょう。
- ◎歯が生えたら、指にガーゼをまいて拭きましょう。
- ◎洗口(フクブクうがい)をおぼえさせる。
- ◎ママと一緒にみがく(ブラシに興味を持つようになったら)、初めは遊びでもかまいません。みがき残しは、ママがもう一度みがいてあげましょう。

希望者にはフッ素塗布を実施

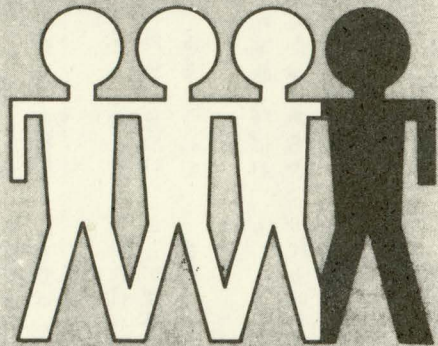
気をつけたい幼児のむし歯

歯は私たちが生活していく上で欠かすことができないものです。手入れをしっかりとしないとむし歯になり、大切な歯を失うことにもなりかねません。特に子供の場合親が十分教えてやりたいものです。乳歯だからと甘くみるのは禁物です。乳歯のむし歯は、次に生えてくる永久歯の歯質に影響を与えます。

むし歯は、環境(食物・歯質・細菌の三条件が重なって発生します。歯質は妊娠中に形成されますので、妊娠中から栄養のバランスよく、カルシウムの多い食品を食べるようにこころがけましょう。また、子供に歯が生え始めたら

むし歯になりにくい口内環境を作ってあげましょう。特に生え始めから一年ぐらいは、エナメル質がやわらかく、細菌感染を受けやすいので注意します。乳歯のむし歯のほとんどは一歳から三歳までに作られるようです。

亡くなる人の4人に1人はがん



9月は「がん検診月間」です
検診を受けて早期に発見を / 告知板

■死亡原因の第一位 ■
死亡原因の第一位はがん。昭和五十八年は全国で十七万六千七百七十四人がこの病気で亡くなっています。がん死亡者の全体に占める割合は二三八%。亡くなる人のほぼ四人に一人はがんが原因です。

■がんは治る ■ ■ ■ ■
自覚症状がほとんどないままに体内にはびこっていきがんと。そのため、発見されたときには手おくれ、ということが多かったのも事実です。しかし、それはもう昔の話。国立がんセンターの報告によれば、昭和五十二年から五十七年の間に同センターを訪れたがん患者の生存率は五・七五%。つまり、がんにかかっても半数以上の方が助かっている、といえます。

また、早めに発見して適切な治療さえ行えば、ほぼ百分治ってしまうがんもあります。

■検診を受けよう ■ ■ ■ ■ ■
レントゲン、内視鏡など検診技術の進歩で、いろいろながんが早期に発見できるようになりました。もうがんは、ただちに死を意味する病気ではありません。

しかし、検診や治療の方法がいくら進歩しても、みなさんが検診を受けなければ、「早期発見、早期治療」に結びつきません。あらゆる機会を利用して検診を受けましょう。

母と子の検診と相談

母親教室

- ◎日程 9月20日(木)
テーマ…妊娠の生理と注意、お産の準備、
安産教室
10月3日(木)
テーマ…赤ちゃんの保育、妊娠中の栄養、
産後の生活、家族計画
- ◎時間 受付 13:30~14:00
講義 14:00~16:30
- ◎場所 東栄病院研修室
- ◎対象 町内全妊婦
- ◎費用 無料
- ◎持参するもの 母子手帳

妊婦検診

- ◎日時 9月26日(木) 14:00~15:00
- ◎場所 東栄病院産婦人科外来
- ◎対象 町内全妊婦
- ◎費用 無料 (薬代は有料ですので診察
券か保険証をご持参下さい)
- ◎持参するもの 母子手帳

乳児母親検診

- ◎日時 9月27日(木) 13:00~15:00
- ◎場所 産業会館保健室
- ◎対象 昭和58年9、11月、昭和59年1、
3、5、7月中に生まれたお子さんと1
歳児と2ヶ月児をお持ちの母親
- ◎持参するもの 母子手帳

有効期限は大丈夫？

バイクの自賠責保険(共済)

バイクをお持ちの皆さん、自賠責保険や自賠責共済の期限は切れていませんか。

自賠責保険(共済)の有効期限を示したシールが、ナンバープレートの前張りに貼ってあるはずですが、さつそく見て下さい。



バイクに入っている、期限切れをチェックする方法がないので、つい忘れてしまいがちです。小さなバイクだからといって、事故が小さいとは限りません。人身事故もたくさん起こっています。いざというときのため、確認を怠らなく、自賠責保険(共済)には必ず加入しましょう。詳しくは、自賠責保険についての損害保険会社かその代理店(バイク店、自転車店など)、自賠責共済については農業協同組合にお問い合わせください。

無保険バイクは違法です

バイクも普通の自動車と同じように自賠責保険(共済)への加入が義務付けられています。もし、無保険(無共済)で走ると6か月以下の懲役、または5万円以下の罰金、さらに違反点数6点となり免許停止処分になります。

戸籍の窓口

七月受付分

よろこび
氏名 保護者 住所
金田真寿美 春夫 下田
山本征三郎 和三郎 三輪
山本百合子 洋之 本郷
かなしみ

氏名 年齢 世帯主 住所
内藤志喜 81 嘉平 振草
伊東安子 74 久 中設楽

タバコは
町内の
商店で

ふるさと歌壇 互選首

七月詠草歌 第二六九回

在りし日の妹偲びし我日記くり返し読む一人居の部屋 庄田れん
梅林透かして見れば小綬鶏が悠々木の間を横切りて行く 岡田つき
野牡丹の若芽を枯らす虫のいて生くるためと思へど哀し 伊藤静
生命の神秘思はず鈴虫の生ふるを見れば心震へる 渡辺礼子
果てしなく牡蠣の養殖連らなりて梅雨の孤島は墨絵のごとし 仁木津美恵
うつくしき木下の苔の崩黄色雨は明るくなりてゆくなり 佐々木 憲
偽りのなき日は暮れし窓の夜あやしきまでに梔子香う 原田芳子
束の間の梅雨の晴れ間を熟れ過ぎし小麦を畑に刈り急ぐなり 後藤八重子
梢高き榎の古木の技拂ひはらと見上ぐる鉦の音 金指節子
朝まだき舞子の海は波静か外国ぐにの船も行き交う 関本 三江水